障害者自立支援法に替わる新たな法律の制定を求める意見書

我が国では、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法の整備を図るため、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部が、また、同推進本部の下に多くの障がい当事者が参画する障がい者制度改革推進会議が設置され、障がい者制度改革が集中的に進められてきました。

平成23年7月には、障害者基本法が改正され、同年8月には、障がい者制度改革推進会議の下に設けられた総合福祉部会で計18回の会議を経て、障がい者やその家族、事業者、学識経験者など計55名の委員により障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が取りまとめられたところです。

しかし、本年2月に示された厚生労働省案は、骨格提言が反映されたとは言えない内容 となっています。

よって、国におかれましては、障がいの有無にかかわらず国民が等しく相互に人格と個性を尊重しながら共生できる社会の実現を目指した総合福祉部会の骨格提言を尊重した法律を制定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月26日

北海道江別市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣